生駒市簡易専用水道事務取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)、同法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び同法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に定めるもののほか、簡易専用水道に係る指導方針、事務処理要領等必要な事項を定めるものである。ただし、国の設置する施設については、この要領の適用を受けないものとする。

（簡易専用水道の届出）

第２条　簡易専用水道の設置者（２人以上の者が共同して当該簡易専用水道を設置している場合はその代表者、また、設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者がある場合は当該権限を有する者。以下これらを「設置者」という。）は、簡易専用水道を設置し給水を開始しようとするときは、あらかじめ第１号様式による設置届出書を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出るものとする。

２　設置者は、前項の設置届出書の届出事項に変更があったときは、速やかに第２号様式による変更届出書を管理者に提出するものとする。

３　設置者は、当該簡易専用水道を廃止したときは、速やかに第３号様式による廃止届出書を管理者に提出するものとする。

（簡易専用水道施設台帳の作成）

第３条　管理者は、この要領の第２条第１項または第２項による届け出があったときは、現地を確認のうえ第４号様式による簡易専用水道施設台帳を作成するものとする。

（定期検査の実施）

第４条　法第 34 条の２第２項の規定により、設置者は、毎年１回以上定期に、地方公共団体の機関または、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）による検査を受けなければならない。

２　設置者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律 20 号。以下「ビル管理法」という。）の適用施設にあっては地方公共団体の機関の長または登録検査機関の長に、また、ビル管理法適用外施設（以下「一般施設」という。）にあっては登録検査機関の長に、第５号様式による検査依頼書にそれぞれの施設の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類及び検査手数料を添えて依頼するものとする。

３　法第 34 条の３の規定により、登録検査機関の長は、設置者から検査依頼があったときは、遅滞なく検査を担当する者（昭和 53 年環水第 64 号水道環境部長通知に適合する者。以下「検査員」という。）を当該簡易専用水道の設置場所に派遣し、関係法令に基づき、第６号様式による検査票の検査項目について衛生状態の検査を行うとともに、

検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合には、その設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言するものとする。ただし、特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、直ちに対策を講じるよう助言を行うことのほか、直ちに管理者にその旨を報告するよう助言するものとする。

(1) 汚水槽その他排水設備から水槽内に汚水若しくは排水が流入し、またはそのおそれがある場合

(2) 受水槽内に動物等の死骸がある場合

(3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合

(4) 受水槽の上部が清潔に保たれていない、またはマンホール面が受水槽上面から衛生上有効に設置されていないため、汚水等が水槽内に流入するおそれがある場合

(5) マンホール、通気管等が著しく破損する、または汚水若しくは雨水等が水槽に流入するおそれがある場合

(6) その他検査員が水の供給について特に衛生上問題があると認められる場合

４　地方公共団体の機関の長または登録検査機関の長は、検査を終了したときは、速やかに設置者に対し、第７号様式の検査済証を交付するものとする。

（立入検査）

第５条　管理者は、次のいずれかに該当する場合は、設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、または立入検査を行うものとする。

(1) この要領の第４条第３項の規定により設置者から報告があった場合

(2) 地方公共団体の機関の長または登録検査機関の長から検査済証の写しを受理し、明白な水質汚染またはそのおそれがあると認められる「不良」と判断される事項があった場合

(3) 設置者または当該簡易専用水道の利用者から、相談または苦情等の連絡があった場合

(4) その他特に必要と認める場合

２　管理者は、立入検査の結果、管理基準に適合していないと認めるときは、原則としてその設置者に第８号様式による維持管理指導票を交付し、その改善を指導するものとする。

３　管理者は、前項の指導票を交付したときは、必要に応じ再度立入検査を行い、指導事項の改善状況を把握するものとする。

（帳簿の備付け）

第６条　設置者は、次に掲げる帳簿書類を備え、保存するものとする。

(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

(2) 受水槽その他水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

(3) 受水槽の清掃の記録

(4) 受水槽の点検の記録、給水栓における水質検査の記録等の管理についての記録

２　前項(1)及び(2)の図面については永年保存するものとし、その他については３年間保存するものとする。
３　登録検査機関の長は、検査に関する記録を整備し、これを３年間保存するものとする。
４　管理者は、立入検査等に関する記録を整備し、これを５年間保存するものとする。

（報告書の提出）
第７条　設置者は、次の(1)または(2)に該当する場合は、第９号様式による事故等報告書を、また(3)に該当する場合は第10号様式による対応措置完了報告書を、速やかに管理者に提出するものとする。
(1) 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生した場合
(2) 給水停止の措置をとった場合
(3) 維持管理指導票を受理し、その対応措置が完了した場合
２　登録検査機関の長は､定期検査の毎月の実施状況について第11号様式による定期検査実施報告書を、遅滞なく管理者に提出するものとする。

（県との協力）
第８条　管理者は、簡易専用水道設置状況の把握及び維持管理に対する指導等について奈良県と協力を行うものとする。

附則
この要領は、平成２５年４月１日から運用する。
附則
この要領は、令和元年１０月１日から運用する。
附則
この要領は、令和５年７月１日から運用する。